

コンテンツ関連施策の進め方について

(平成21年度 補正予算 関係)

■地域発ソフトパワー発信・活用の強化、次世代著作権取引支援システム等の環境整備
〔52.0億円〕

＜①放送コンテンツの製作・流通の促進(国内外へのコンテンツ発信)＞

- I 地域の特性を活かした放送コンテンツの流通促進に関する実証実験
- II 放送コンテンツを活用した国際的な情報発信の在り方に関する実証実験
- III 放送コンテンツ取引市場の活用によるコンテンツ流通促進に関する実証実験
- IV 放送コンテンツの流通促進に資する新たな流通メディアに関する実証実験

＜②放送コンテンツの権利処理の円滑化の促進＞

- V 放送コンテンツの権利処理の円滑化の促進に関する実証実験

＜③放送コンテンツの不正流通に関する監視・通知システムの検証＞

- VI 放送コンテンツの不正流通に関する共同監視・抑止の在り方に関する実証実験

■教育分野におけるデジタルコンテンツの充実・活用等促進によるデジタル教育の推進
〔8.0億円〕

- VII 教育分野における放送コンテンツの利活用に関する実証実験

- ① 目的 「各地域の資源を活かした放送コンテンツの製作支援」及び「当該コンテンツの海外流通促進のモデル構築」
- ② 対象 「各地域（都道府県単位等）の資源を活かした放送コンテンツ」
- ③ チャンネル 「地上放送、衛星放送、ケーブル等、海外の放送局のチャンネルを通じた流通」

1 実証実験主体

実証実験の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 海外の放送局の時間枠の確保と、我が国の放送コンテンツの放送の実現について、一定の実績を有すること。
- ・ 海外の視聴者の評価、検証等を実施するための体制が整っていること。
- ・ 下記3の方法に従って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 実証実験項目

(1) 海外における放送局の時間枠確保の手法に関する実証実験・分析

- ・ 海外において、放送局の時間枠を確保するための具体的プロセス及び効果的な確保手法
- ・ 国・地域又は展開メディアにより特に留意事項や特徴等があれば、その事項について分析・整理

(2) 地域のコンテンツを海外展開する上で効果的なコンテンツ製作手法に関する調査・分析

- ・ 海外展開を前提とした地域コンテンツの製作手法（内容面及び形式面）について、実証実験を行い、検証
- ・ 対象とする国・地域やメディア（媒体）に適合したコンテンツの製作手法
- ・ 各地域において、地域コンテンツ製作を継続するための効果的な体制の在り方

(3) 海外市場における我が国のコンテンツのニーズに関する調査・分析

- ・ 本実証実験において製作され、海外において放送等されたコンテンツに対する視聴者の反応及び放送等した放送局等の評価
- ・ 日本の放送コンテンツに対するニーズの調査・分析

(4) 上記を踏まえた、地域コンテンツの国内外への展開手法等の整理・分析、及び成功モデルの提示・構築

3 実証実験方法

(1) 海外における放送チャンネルの確保

- ・ 海外の放送局(※)において、本実証実験において活用する放送コンテンツを放送するための時間枠を確保し、当該地域における放送を実現。(※日本国内以外の視聴者を対象とした放送を行う放送事業者を想定し、海外の事業者か国内の事業者かは問わない。)
- ・ 海外における放送チャンネルの確保に当たっては、下記(2)で選定するコンテンツ選定組織からの提案も含めて検討。

(2) 放送コンテンツの選定組織の整備及び選定

放送コンテンツの調達に当たっては、可能な限り幅広い地域から、地域コンテンツの製作及び海外展開の在り方を検討し、製作すべきコンテンツを選定するための組織を公募。以下のような要件を踏まえて選定。

- ア 一定の範囲の地域について、当該地域から海外に発信すべきコンテンツの在り方について、適切な基準を検討しうる協力体制が整っていること。
- イ 基準に沿って、海外に発信すべき放送コンテンツを公募し、コンテンツの企画を評価・選定する体制が整っていること。
評価に当たっては、コンテンツ分野の有識者等の専門家により構成される体制を整え、公正な立場で評価・選定すること。
- ウ 選定されたコンテンツの企画の提案者に放送コンテンツを製作させるための運用体制が整っていること。
- エ 地域における放送コンテンツの製作及び海外展開に関する支援体制を継続するための実効性ある計画を有していること。
- オ 過去に海外への情報発信及びコンテンツ発信に関して実績を有している、又は検討の実績を有していることが望ましい。
- カ 地域からの情報発信に取り組む多様な関係者からなる組織であることが望ましい。
(例：当該地域の自治体、経済団体、民間企業、放送事業者、番組製作事業者、観光関連団体等)

(3) 放送コンテンツの製作主体の選定

ア 選定要件

- ① 公募の対象は、番組製作事業者、放送事業者等の番組製作を行う者とし、コンテンツの企画を提案するもの。
- ② 当該地域の海外発信の促進に資する企画であること。
- ③ 内容及び形式の両面において、海外展開を視野に入れたコンテンツ製作を行うものであること。
- ④ 海外及び国内での流通計画及びその流通チャンネルの確保のための具体的方法を示すことができること。

イ 配慮すべき事項

- ① 可能な限り、当該地域の番組製作事業者と放送事業者が連携して、放送コンテンツの製作を行うこと。
地上テレビジョン放送事業者と資本関係を持たない事業者を含め、多様な番組製作事業者の参画の機会の確保。
- ② 可能な限り、当該放送コンテンツの国内における放送に努めること。
- ③ 平成22年度以降も、同趣旨の企画の放送コンテンツの製作と放送の継続を実現していくための具体的な計画を有していること。
- ④ 可能な限り、海外の放送事業者や番組製作事業者との連携・協力を図ること。
- ⑤ 製作したコンテンツについて、関係者等が二次利用を希望する場合は円滑な利用の促進に配慮すること。

(4) 放送コンテンツの評価、展開に関する効果検証

- ・ 海外の放送局等において放送等したコンテンツに関する視聴者の反応等について、効果検証を行うこと。
- ・ 請負期間内に効率的に効果検証が実施可能な手法を工夫すること。(例：インターネットの活用等)

Ⅱ 放送コンテンツを活用した国際的な情報発信の在り方に関する実証実験 ①

- ① 目的 「一定のテーマの下に、複数地域の情報をとりまとめて発信する放送コンテンツの製作支援」及び「当該コンテンツの海外流通促進のモデル構築」
- ② 対象 「一定のテーマの下に、複数の地域の自然、文化、経済等の状況を取りまとめて紹介する放送コンテンツ」
- ③ チャンネル 「地上放送、衛星放送、ケーブル等、海外の放送局のチャンネルを通じた流通」

1 実証実験主体

調査の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 海外の放送局の時間枠の確保と、我が国の放送コンテンツの放送の実現について、一定の実績を有すること。
- ・ 海外の視聴者の評価、検証等を実施するための体制が整っていること。
- ・ 下記3の方法に従って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 実証実験項目

(1) 海外における放送局の時間枠確保の手法に関する調査・分析

- ・ 海外において、放送局の時間枠を確保するための具体的プロセス、及び効果的な確保手法
- ・ 国・地域又は展開メディアにより特に留意事項や特徴等があれば、その事項に関する調査・分析

(2) 地域のコンテンツを海外展開するに当たり効果的なコンテンツ製作の手法及びテーマ設定に関する調査・分析

- ・ 海外展開を前提とした地域コンテンツの製作手法（内容面及び形式面）
- ・ 我が国の情報を発信する際に効果的なテーマ設定の在り方に関する調査・分析。（例：「経済情勢や最新の技術動向」、「各地の地場産業の取組」等）展開対象国・地域により異なる効果的なテーマ設定があれば、その事項
- ・ 上記のような一定のテーマを設定し、複数の地域の自然、文化、経済等の素材を取り上げる放送コンテンツの効果的な製作手法

(3) 海外市場における我が国のコンテンツのニーズに関する調査・検証

- ・ 海外において放送されたコンテンツに対する視聴者の反応及びコンテンツを放送等した放送局等の評価
- ・ 日本の放送コンテンツに対する評価、ニーズの検証

(4) 異なる放送コンテンツや展開メディア間の比較検証

- ・ 前記Ⅰの実証実験の実施主体と連携を図り、放送コンテンツの内容や、展開メディアの特徴の相違による、視聴者からの評価の相違等について、具体的に明らかにすること。
- ・ 日本の魅力を発信する観点から、効果的なテーマ設定やメディア選択の在り方について検証すること。（例：「経済情勢や最新の技術動向」「各地の地場産業の取組」等）

3 実証実験方法

(1) 海外における放送チャンネルの確保

- ア 海外の放送局(※)において、コンテンツを放送するための時間枠を確保し、当該地域における放送を実現すること。
(※日本国内以外の視聴者を対象とした放送を行う放送事業者を想定し、海外の事業者か国内の事業者かは問わない。)
- イ 海外における放送チャンネルの確保に当たっては、コンテンツ検討・選定組織からの提案も含めて検討すること。

(2) 放送コンテンツの選定組織の整備

放送コンテンツの調達については、海外展開に資するコンテンツ発信の在り方に関する経験と知見を有した関係者により構成される「我が国からのコンテンツの発信の在り方を検討し、製作すべきコンテンツを選定するための組織」を、以下のような要件を踏まえて整備した上で、当該組織を活用して、放送コンテンツを調達すること。

- ア 日本の魅力の効果的な情報発信という観点から、適切なテーマ及びテーマに沿ったコンテンツ製作の在り方について、適切な基準を検討しうる体制が整っていること。
- イ 上記基準に沿って、一定のテーマの下にまとめたコンテンツの企画を公募し、応募された企画の中から、上記基準に基づいてコンテンツを評価し、海外に発信すべきコンテンツの企画を選定する体制が整っていること。
コンテンツの海外展開に等に関する学識経験者等の専門家により構成される体制を整え、公正な立場から評価・選定すること。
- ウ 選定された企画の提案者に放送コンテンツを製作させるための運用体制が整っていること。
- エ 上記のような、テーマ設定による複数地域連携のコンテンツ発信に資するコンテンツ製作を検討・支援する体制を継続するための実効性ある計画を有していること。

(3) 放送コンテンツの製作主体の選定

ア 選定要件

- ① 公募の対象は、番組製作事業者、放送事業者等の番組製作を行う者とし、コンテンツの企画を提案するもの。
- ② 当該地域の海外発信の促進に資する企画であること。
- ③ 内容及び形式の両面において、海外展開を視野に入れたコンテンツ製作を行うものであること。
- ④ 海外及び国内での流通計画及びその流通チャンネルの確保のための具体的方法を示すことができること。

イ 配慮すべき事項

- ① 可能な限り、当該地域の番組製作事業者と放送事業者が連携して、放送コンテンツの製作を行うこと。
地上テレビジョン放送事業者と資本関係を持たない事業者を含め、多様な番組製作事業者の参画の機会の確保について配慮。
- ② 可能な限り、当該放送コンテンツの国内における放送に努めること。
- ③ 平成22年度以降も、同趣旨の企画の放送コンテンツの製作と放送を実現していくための具体的な計画を有していること。
- ④ 可能な限り、海外の放送事業者や番組製作事業者との連携・協力を図ること。
- ⑤ 製作したコンテンツについて、関係者等が二次利用を希望する際の円滑な利用の促進に配慮すること。

(4) 放送コンテンツの評価、展開に関する効果検証

- ア 海外の放送局等において放送等したコンテンツに関する視聴者の反応や浸透度等について効果検証を行うこと。
- イ 請負期間内に効率的に効果検証が実施可能な手法を工夫すること。(例: インターネットの活用等)

Ⅲ 放送コンテンツ取引市場の活用によるコンテンツ流通促進に関する実証実験

- ① 目的 「海外に発信すべき日本の文化、自然等を素材に含む放送コンテンツの製作支援」及び「放送コンテンツ見本市を活用した当該コンテンツの流通促進のモデル構築」
- ② 対象 「海外に発信すべき日本の文化、自然等を素材に含む放送コンテンツ」
- ③ チャンネル 「国の内外で開催される放送コンテンツ国際見本市」

1 実証実験主体

調査の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 国の内外の放送コンテンツ国際見本市について、出展する放送コンテンツの確保や、出展の実現について、実績を有していること。
- ・ 下記3の方法に従って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 実証実験項目

(1)海外展開促進の手法としての放送コンテンツ国際見本市への出展を効果的にするための手法の明確化

- ・ 国の内外で開催される見本市の効果的な活用手法の明確化。
- ・ 具体的には、効果の期待できる出展コンテンツの特徴、放送局や番組製作会社から参加すべき人材、海外バイヤーとの交渉プロセスなど、出展をより効果的にするため課題の明確化を行う。

(2)見本市に参加する海外の関係者からの評価の検証

- ・ 海外のコンテンツ・バイヤーから見た我が国の放送コンテンツの評価、及び海外展開を促進するための課題の明確化。

3 実証実験方法

(1)見本市における出展機会の確保等

- ア 国の内外における見本市において、上記で確保した放送コンテンツについて、出展を実現すること。
- イ 下記(2)に掲げる手法で出展すべき放送コンテンツを確保すること。

(2)放送コンテンツの確保

放送コンテンツの確保については、以下の点に留意して実施すること。

- ア 地上テレビジョン放送事業者、及び番組製作事業者の双方から、本実証実験の目的に沿って、可能な限り多数の放送コンテンツの確保に努めること。
- イ 海外に発信すべき日本の文化、自然等を素材に含む放送コンテンツの確保に努めること。
- ウ 放送コンテンツの確保に当たっては、放送事業者、番組製作事業者の事業者団体と、可能な限り連携を図ること。

(3)見本市の活用に係る評価・効果検証

- ア 見本市に参加する海外バイヤー及び出展するコンテンツ事業者等を対象として、ヒアリング・アンケート調査等を実施。
- イ 日本の放送コンテンツの海外における評価等について調査・分析。

Ⅳ 放送コンテンツの流通促進に資する新たな流通メディアに関する実証実験 ①

- ① 目的 「地域の観光資源等を素材に含む放送コンテンツの製作支援」及び
「新たな流通チャンネルを活用した当該コンテンツの流通促進のモデル構築」
- ② 対象 「地域の観光資源等を素材に含む放送コンテンツ（上記Ⅰ・Ⅱの実証実験における放送コンテンツを含む）」
- ③ チャンネル 「サイネージ、IPTV、スポットワンセグ等の新たな流通チャンネル」

1 実証実験主体

調査の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 新たな流通チャンネル(例:サイネージ、IPTV、スポットワンセグ等)について、調査・研究・実証実験の一定の実績を有していること。
- ・ 下記3の方法に従って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 実証実験項目

(1) 新たな流通チャンネルに関する環境整備

サイネージ、IPTV、スポットワンセグ等の新たな流通チャンネルについて、所要の実験システムを整備し、放送コンテンツを流通させることのできる環境を整備すること。

(2) 実験モニターの確保と、効果検証

上記実験システムを用いた放送コンテンツ流通について、一定の視聴モニターを確保し、新たな流通システムに関する評価を得た上で、今後更に効果的な流通を実現する上で必要な課題を明確化すること。

(3) 海外への展開可能性の検証

実験に用いた新たな流通チャンネルについて、海外の市場状況を調査するとともに、海外への情報発信手段として当該チャンネルを用いる場合の課題を明確化すること。

3 実証実験方法

(1) 新たな流通チャンネルの実験環境の構築

- ア 以下(2)に掲げる手法で、複数の流通チャンネルに係る実験環境を確保すること。
- イ 確保された流通チャンネル毎に、実験実施主体に上記2に示した項目を実施させ、その結果をとりまとめること。

(2) 実験実施主体を選定する組織の整備

流通チャンネルに係る実験主体の選定については、以下のように、流通チャンネルに関する提案を評価し、選定するための組織を整備した上で、当該組織を活用して選定すること。

- ア 現在の情報通信技術の状況と、我が国からの効果的な情報発信という観点から、実験対象とすべき流通チャンネルに関する適切な基準を策定すること。
- イ 上記基準に沿って、流通チャンネルに関する提案を評価し、選定すること。

(3) 実験実施主体の選択

上記(2)で設立された「選定組織」は、概ね以下の要件に沿って、実験実施主体を公募し、その選定を行うこと。

- ア 公募の対象は、法人格を持つ事務局を有し、実験を行うために必要な関係者から構成される実験協議会とする。
ただし、以下の事項に配慮することを求めるものとする。
 - ・ 新たな流通チャンネルに関する実証実験環境の構築が、短期間で可能であり、本調査研究の期限までに、十分な実験期間が確保できること。
 - ・ 可能な限り、幅広い地上テレビジョン放送事業者及び番組製作者の参加を得て、実験に用いる放送コンテンツを調達するための体制が整備されていること。
- イ 実験実施主体の選定にあたっては、上記アの項目に配慮していることが明確な事業者について、優先的に採択することとする。

V 放送コンテンツの権利処理の円滑化の促進に関する実証実験①

○ 実演家団体等の協力を得て、権利処理のためのシステムを実際に構築した上で、以下の2点を検証。

- ① 「権利処理窓口の一本化」と「ICT活用」による権利処理作業の効率化効果の検証
- ② 「ICT活用」による、効率的な「不明者探索」の手法の検証

1 実証実験主体

調査の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 権利者団体や、複数の権利者団体から構成される権利集中処理機関との連携が可能であること。
- ・ 著作権情報を取り扱うシステムの構築、運営について、一定の実績を有していること。

2 実証実験項目

(1) 「権利処理窓口の一本化」の効果

複数の権利者団体における、権利処理窓口の一元化と、ICTの活用により権利処理作業を進める上で、どの程度、コストと時間の短縮効果が得られるか、検証を行う。

(2) 「不明権利者探索」の在り方

平成21年に改正された著作権法において、不明権利者の許諾権を報酬請求権扱いとするための条件である「適切な不明者探索」の手法について、ICTを活用した効果的な手法について、調査・分析を行う。

(3) 米国等海外における権利処理の在り方

米国等、放送コンテンツの流通が活発に行われていると考えられる諸外国における、具体的な権利処理の方法、活用されているシステム等について検証を行う。

3 実証実験方法

(1) 権利処理システムの構築

以下の機能を有する権利処理システムを構築し、検証を行う。

- ア 具体的な問合せのあった権利者について、「所属団体の特定」「当該団体のシステムへの通知」「団体に所属していない未所属者の特定」等の作業を行う機能。
- イ 権利者団体からの回答を一元的に集約し、問合せを行った者が閲覧することを可能とする機能。
- ウ 不明権利者の探索について、探索経緯の入力を受け、その結果を蓄積する機能。

(2) 権利処理団体との検討組織の設立・運営

上記のシステム構築を行うに当たり、以下のような点について検討を行うため、複数の権利者団体から構成される権利集中処理機関や権利者団体の参加を得て、検討組織を設立し、運営する。

- ア 実験的に構築される権利処理システムと、各権利者団体所有のシステムとの間の、具体的なインタフェースの在り方。
- イ 不明権利者の探索に関する、実際の作業の進め方。より効率的な手法の検討。

(3) 海外調査

海外の権利者団体に対する、アンケート、ヒアリング調査。文献調査。

Ⅵ 放送コンテンツの不正流通に関する共同監視・抑止の在り方に関する実証実験

- いわゆる「投稿サイト」等で、権利者等の許諾を得ずに流通する放送コンテンツを監視し、その流通を抑止するためのシステムや体制の在り方を検討。主な検証項目は以下の3点。
- ①より効果的に、投稿サイト等の上で流通する違法コンテンツを抑止するための、「監視」「警告」等を行うシステムの要件
 - ②現在活用されている「監視」「警告」等を行うシステムについて、上記要件から見た評価
 - ③「監視」「警告」等を行うシステムを運用・管理する組織の在り方

1 実証実験主体

調査の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ 投稿サイト等における放送コンテンツの監視等を行うシステムの構築、運営について、一定の実績を有していること。
- ・ 下記3に掲げる手法に沿って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 実証実験項目

(1)システムの要件

「監視」や「警告」を実施するシステム等に求められる、技術的要件等について、検討、明確化。

(2)現在の各々システムの評価

現在稼働可能な「監視」「警告」等を実施するシステムについて、「マッチングの精度」「対象となる放送コンテンツの時間等に応じたコスト」「効果的な削除を実現するための運用方法」等の観点から評価。

(3)システムの運営・管理組織の在り方

上記システムの運営・管理を行うためのコスト負担の在り方、運営・管理組織の在り方(ガバナンス、構成員等)について検討。

3 実証実験方法

(1)検討組織の設立

放送事業者、権利者団体等の参加を得て、上記2の実証実験項目を検討するための検討組織を設立、運営。

(2)評価対象とするシステムの決定

評価対象とするシステムを公募した上、上記検討組織における検証を経て、今回の実験対象とするシステムを特定。

(3)評価基準確定・評価

上記検討組織において、(2)において特定されたシステムを評価するための基準を検討、確定。必要な評価システムを整備した上、当該基準に従ってシステムを評価。

(4)結果分析・組織の在り方検討

評価の結果を検討組織において分析。一定の評価が得られたシステムの活用を前提として、その管理・運用組織の在り方を検討。11

Ⅶ 教育分野における放送コンテンツの利活用に関する実証実験

- 「教育分野の放送コンテンツを素材」として、高速ネットワークを活用したコンテンツ配信に係る実証実験を行う。
実証実験の場として、小中学校等教育機関の協力を得る。

主に想定される実証実験項目は次のとおり。

- ①「端末を認証してコンテンツを配信する」機能を持つIPTVサービスについて、所要の技術に係る実証実験を実施。
- ②「コンテンツをダウンロード後、携帯端末等にコンテンツを移動」する機能を持つIPTVサービスについて、所要の技術に係る実証実験を実施。

1 実証実験主体

実証実験の主体は、以下の要件を満たす者の中から、公開入札手続きで選定する。

- ・ IPTVサービスに関するシステム構築、サービス提供について、一定の実績を有すること。
- ・ 下記3に掲げる手法に沿って、本実証実験を実施し、期限までに履行することのできる体制が整っていること。

2 主な実証実験項目

(1) DRMを前提としたオンデマンド・サービスに係る技術

認証された特定のテレビ端末にのみコンテンツを配信するための技術について、オープンな規格として標準化することを想定して、検証を行う。

(2) ダウンロード・サービスに係る技術

テレビ端末にコンテンツをダウンロード後、当該コンテンツに付与された視聴条件を引き継いで、携帯端末等に移動するための技術について、オープンな規格として標準化することを前提に、検証を行う。

3 実証実験方法

(1) 実験システムの構築等

実験システムを構築した上で、上記2の実証実験項目について検証を行うこと。実証実験の実施の際には、IPTVフォーラム等、IPTVに関する標準化団体から幅広く意見を求めるよう努めること。

(2) 素材となる放送コンテンツの調達

以下のようなプロセスを経て、幅広く素材となる放送コンテンツの調達に努めること。

- ・ 文部科学省、小中学校の教職員、放送事業者等の参加を得て、実証実験に活用すべき放送コンテンツの在り方等の検討を行う検討組織を設立。
- ・ 上記の検討結果を踏まえ、公募等を活用しつつ、可能な限り幅広い事業者から、放送コンテンツを調達する。